

## 山梨県立図書館協力会設置要綱

### (設置及び目的)

第1条 ボランティア活動を通じて山梨県立図書館（以下「図書館」という。）の事業・運営に協力し、県民の円滑な図書館利用及び地域社会への参加を促進することを目的として図書館協力会を設置する。

### (活動内容)

第2条 協力会の会員（以下「協力員」という。）は、図書館及び図書館の利用者に対し必要に応じて、次の活動を行う。

- (1) 資料等の整理
- (2) 環境整備及び美化
- (3) イベントや図書館運営の補助
- (4) 来館者の誘導、案内及び交流の補助
- (5) 専門的知識、技能を活かした図書館への協力
- (6) その他図書館の発展、利用促進につながること

### (資格及び委嘱)

第3条 協力員は、図書館が募集し、その応募者の中から書類審査及び面接により選考のうえ、前条の活動を担ってもらう者を館長が委嘱する。

- (1) 協力員として必要な所定の研修を受け、原則として月1回以上のボランティア活動が可能な者
- (2) 協力員の任期は当該年度とする。ただし、再任は妨げない。

### (組織)

第4条 協力員の統括組織とし、会則は別に定める。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

### 附則

この要綱は平成21年6月9日から施行する。